

コウエイ・コーポレートガバナンスガイドライン

株式会社コウエイ

第1章 総則

(目的) 第1条 本ガイドラインは、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み及び運営方針を明らかにするものである。

第2条 当社は、コウエイのありたい姿「コウエイに携わるすべてを幸せにする」を目指し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにより、全てのステークホルダーから満足と信頼を得るべく、ガバナンスの強化を経営の最重要課題のひとつとして取り組む。

2 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に区別し、意思決定の迅速化を図り、効率的な経営を目指す。

3 当社は、社外監査によるモニタリング及び助言を通じ、適切な経営の意思決定・監督と業務執行を確保するとともに、リスクマネジメント体制及びコンプライアンス体制の向上を図る。

4 当社は、経営の透明性を高めるために、適切かつ適時な開示を実施する。

第3条 本ガイドラインは、経済・社会情勢の変化等の下、実効的なコーポレートガバナンスの実現をすべく、適宜、取締役会において見直しを検討し、必要に応じて取締役会の決議により改廃する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の平等性の確保)

第4条 当社は、株主の実質的な平等性を確保するため、いずれの株主も株式の内容及び数に応じて平等に扱う。

第5条 取締役会は、可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合においては、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、適切な対応を検討する。

(資本政策の基本的な方針)

第6条 当社は、「資本収益性」「財務健全性」「株主還元」の3つの要素を資本政策の重要な指標と認識し、日々の経営を行う。

2 具体的には、中長期的に自己資本利益率と自己資本比率のバランスを高い次元で保ちつつ、適切な株主還元を行う。

3 株主還元は、業績、投資計画、経営環境を総合的に勘案し、安定的・継続的な配当と機動的な自己株式の取得を実施する。

4 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、取締役会において全

でのステークホルダーへの影響を多角的に検討・検証した上で、当社の企業価値向上に資するか否かを確認し判断する。

(関連当事者間の取引)

第7条 当社の取締役が当社との間で法令に定める利益相反取引及び競業取引を行う場合には、予め取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

(ありたい姿を目指した行動)

第8条 当社は、コウエイのありたい姿・提供価値・経営理念の実現を目指し、コンプライアンスを徹底し、

1. 「明るい挨拶、笑顔の返事、みんなでつくる快適職場」
2. 「コウエイに携わるすべてを幸せにする」
3. 「社会的責任を果たし選ばれる会社になる」

ことを念頭に置き事業活動を実践していく。

(サステナビリティの取り組み)

第9条 当社は、以下に掲げるコウエイサステナビリティ方針に基づき、事業活動を通じて様々な社会課題の解決と、持続可能な社会の実現に貢献する。

私たちは、人・社会・環境の調和を目指し、

1. 事業を通じて、地球環境の保護を含む様々な社会課題の解決と、持続可能な社会の実現に貢献します。
2. 個性を大切にし、コウエイならではの価値を提供し続け、コウエイに関わるすべての人々の人生を豊かにしてきます。
3. 地域社会における良き企業市民として、人権及び多様な価値観・個性を尊重し、すべてのステークホルダーに誠実に向き合います。
4. 従業員一人ひとりが、安全に安心して働くことができ、働きがいを感じられるよう職場環境を向上させます。
5. コンプライアンスや国際ルール、地域の法令を遵守するとともに、地域文化・慣習等を尊重し、公正で透明な企業統治を行います。
6. ステークホルダーとの対話を経営に活かすとともに、適時かつ適切に企業情報を開示します。

(人権尊重の取り組み)

第10条 当社は、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいた人権方針を制定し、「一人ひとりの人権と個性」を尊重する。

2 コウエイは人権への尊重に対する責任を明確にするとともに、人・社会・環境の調和を目指します。

(ダイバーシティの推進)

第11条 当社は、お客様に喜ばれる価値創造を実現し続けるため、さまざまな個性や価値観を持つ従業員が個々の能力を十分に発揮できるよう、性別・年齢・国籍・文化・ライフスタイル等の多様性を尊重し、働きやすい職場環境の整備に努める。
シルバー人材雇用、女性従業員、中途採用者・外国籍従業員等、あらゆる多様な人財が、それぞれ活躍できるようダイバーシティ経営を推進する。

(環境の取り組み)

第12条 当社は、環境方針として“「ウッドロス0ゼロ」を掲げ、木質バイオマス発電燃料生産と木質製紙用原料生産を柱とする当社の事業フィールド、すなわち「ウッドロス0ゼロ」が広がる地域の森林環境保護が、社会と当社の未来への持続性を可能とする最重要テーマとして考え、すべての活動において環境に対する取り組みを遂行する。

2 当社は、当社と社会の持続的成長及び地球環境の保全を両立するため、最高戦略責任者（以下CSOという）が中心となる環境委員会を設置し、将来の社会が要求する環境対策の中長期的な方策（目標等）を審議・決定するとともに、それらの進捗を評価する。

(リスクマネジメント及びコンプライアンス)

第13条 コウエイは、リスクマネジメント及びコンプライアンスの実践を経営の最重要課題のひとつと位置付け、全社的なリスクマネジメント及びコンプライアンスの徹底が当社の経営の基盤をなすことを強く認識し、企業活動上求められるあらゆる法令・社内規程等の遵守はもとより、社会規範に即した公明かつ公正な企業活動を遂行するとともに、コンプライアンスリスクをはじめとする各種のリスクの回避並びに当該リスクのもたらす人的、社会的及び経済的損失最小化のための、活動を遂行する。

2 コウエイはリスクマネジメント及びコンプライアンスに係る規程を定め、すべての職員が法令・定款・社内規程等を遵守するための体制及びリスクマネジメントを実践する体制を整備する。

3 当社は、リスクマネジメント及びコンプライアンスを徹底するための推進体制として、取締役会において選任されたCSOを委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント及びコンプライアンスに係る重要な事項に関する審議・協議・決定、情報交換、連絡を行う。

4 当社は、透明かつ公明正大な社風作りを徹底する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示)

第14条 当社は、情報開示に関する社内規程に基づき、法令に基づく開示、さらに経営戦略や事業活動等の当社を深く理解していただくために有効と思われる会社情報を、迅速、公正公平、適正に開示する。

(会計監査人)

第15条 当社は、財務報告の正確性を確保する上で会計監査人が重要な役割を担っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を実施する。

2 会計監査人は、当社からの独立性が確保されるとともに、監査の品質管理のために組織的な業務運営がされなければならない。

3 当社は、会計監査人に対し、取締役会長、代表取締役との面談機会の設定や内部監査部門との連携確保等、高品質な監査を可能とする環境を整備する。

第5章 取締役会等の責務

(機関及び主な会議体)

第16条 当社は、企業統治体制として取締役会は、重要な業務執行の決定や監督を行う。

2 業務執行体制については、執行役員制度を採用し、取締役の業務執行の権限を執行役員に委譲することにより、取締役会における経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に区分し、意思決定の迅速化を図る。

3 取締役・CSOその他経営陣の指名（後継者計画を含む）を取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、独立社外監査役を構成する。

(取締役会の役割・責務)

第17条 取締役会は、全てのステークホルダーのために、コウエイのありたい姿・提供価値・経営理念の実現を目指し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

2 取締役会は、前項に掲げる責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、代表取締役及び、その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

3 取締役会は、取締役会規程において自己の決議事項を定めることにより、決議事項に該当しない範囲の事項の決定等を取締役会が選任した執行役員に委任するものであることを明確にする。

4 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、内部統制の有効性と効率性を維持するための内部統制システムの最適な運用及び整備に努める。

5 取締役会は、リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する重要な事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡を行うリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を監督し、リスクマネジメント及びコンプライアンスの公正かつ効果的な実践に努める。

6 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画の目標達成に向けて最善の努力を行う。具体的には、目標に対する進捗状況を経営会議、執行会議で適宜確認し、必要に応じて対策を講じる。

(事業継承)

第18条 取締役会は、経営者の充実を図ることを、当社が持続的成長を実現するための重要な課題と位置づけ、当社の経営理念や経営戦略等から導いた役員に求める要件等を踏まえ、代表取締役等の後継者計画のあり方について、事業環境の変化等を踏まえつつ継続的に審議し、かつ、後継者の育成が十分な時間と、資源をかけて計画的に行われていくよう適切に監督を行う。

(取締役会の構成)

第19条 取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを備えた構成とする。

2 社内取締役については、当社の経営理念や経営戦略等から導いた役員に求める要件に照らし、その経験・見識・専門性等を総合的に評価・判断して選定する。

(取締役会の運営)

第20条 取締役会は、問題提起を含め自由に発言・提唱でき、建設的な議論・意見交換を尊び、審議の活性化が図られるよう、会議運営に関する整備に努める。

2 取締役会の資料は、その内容に応じ、取締役・監査役が事前検討に必要な時間を確保するとともに、社外監査役に対し、取締役会資料に加えて、経営状況の把握、さらには当社事業への理解を深めるために必要な資料を随時提供し、必要に応じて説明を行う。

3 取締役会の年間スケジュールや予想される付議・報告事項については可能な限り事前の周知を行う。

4 取締役会の議題、審議時間及び開催頻度は、重要な業務執行の決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定する。

(監査役及び監査役会の役割・責務)

第21条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人の不再任に関する議案の内容の決議、業務監査、会計監査、その他法令で定められた事項を実施することにより、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負う。

2 監査役は、前項の職務を果たすため、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明等、必要な措置を適時に講じなければならない。

3 監査役は、その職務を執行するために監査役会規程及び監査役監査基準を定め、これを遵守する。

4 社外監査役は、その役割・責務を果たすため、必要となる時間・労力を当社の監査役業務に振り向けなければならない。

5 当社は、監査役が効率的に業務を遂行できるよう、予め会議日程等を設定する等執務環境を整えるとともに、社外監査役の兼任の会社数や会議体への参加状況・発言状況等の実質的な業務遂行状況等を逐次確認し、事業報告で開示する。

(指名決定の方針及び手続)

第22条 取締役会は、コウエイの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、当社の取締役・監査役及び執行役員として相応しい豊富な経験、高い能力・見識及び高度な専門性を有するか否かという観点から、取締役及び監査役候補者の指名並びに代表取締役を含む執行役員の選解任を行う。

(報酬決定の方針及び手続)

第23条 取締役会は、全社員の報酬が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への適切なインセンティブとして実効的に機能するよう、社内貢献または社会貢献に応じて、客観性・透明性ある手続のもとで報酬制度を設計すると共に、その情報を開示する。

(情報入手と支援体制)

第24条 取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすための情報収集を行うとともに、当社は 必要な情報提供を的確に提供するための体制の整備に努める。

2 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、その役割・責務を十分に果たすために必要 と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求める。

3 当社は、取締役・監査役が必要に応じて弁護士・公認会計士等の外部専門家の助力を得られる体制構築を行うとともに、その必要な費用を負担する。

4 取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門は取締役会への直接報告を行い、取締役・監査役との連携を確保する。

その他の執行部門についても、取締役・監査役の職務の執行に必要な情報提供を求められた場合、積極的な提供を行う。

第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第25条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく株主との間で建設的な対話 を行うことにより、長期的な信頼関係の構築に努める。

2 株主との建設的な対話全般については、代表取締役及びC S Oが統括し、対話を充実させ、経営企画、財務・経理、法務、人事、内部監査部門等の関係部門が有機的な連携を図る。

3 当社は、株主が経営戦略、事業内容、商品、業績等に対する理解を深めるために、当社ホームページの活用等により、株主に分かりやすい情報発信を積極的に行う。